

自治基本条例の適切な運用に関する事項について（答申）

（案）

1 はじめに

市民が主役の「自治のまち越谷」の実現を目指して、平成21年6月に制定された「越谷市自治基本条例」（以下「基本条例」という。）も、同年9月に施行されてから早や5年近くを経過しました。

この間、本条例の制定・施行に関わってきた多くの市民や行政関係者の努力によって、条例の目的・趣旨の実現のための様々な課題への対応がなされています。

しかし、その中の肝心・要めの市民への理解・浸透・定着という点については、残念ながら、必ずしも十分とはいえない状況にあります。

それは、市民の間に、本条例の制定・施行が、市民の日常の暮らしや地域での活動にとって、どう関わりがあるのか、どんな意味、どんなメリットがあるのかということが未だ十分に理解されていないからです。

市の憲法ともいべき市政の最高規範としての基本条例は、制定しただけでは意味がありません。本条例がその実効性を十分に発揮し、実際の市政運営のどこがどう変わり、どう改善されたのかを、市民の立場、市民の目線から理解してもらうとともに、その後の取り組み、フォロー・アップをとおして、本条例の制定意図や存在意義をしっかりと認識してもらうことが何よりも大切です。

そして、このことをとおして、市民一人ひとりが、あらためて、市政を自分たちのもの、自分たちにとってより身近な存在として受け止め、市政に対してこれまで以上の関心と理解をもって行政と一緒に支えるべきものだという認識をもって、「愛着や誇りのもてるより良いまち越谷」の実現に向けて行動することが必要です。

いいかえれば、憲法で規定する地方自治の本旨としての2つの基本理念、すなわち、地方の政治・行政は、国から独立した地方自治体が決めるべきだとする「団体自治」と併せて、住民はあくまで主権者として政治・行政の主体であり、地方の政治・行政は、住民自らの意思と責任に基づいて自主的・自律的に行うべきだとする「住民自治」を具現するために努力することです。

それは、主権者として市民が、市民の市政への積極的な参加や市民と行政、あるいは市民相互の協働をとおして、市民主体の自治のまちづくりに向けてより主体的に関わっていくなど、市民サイドにおいて、主権者として市民が、市政・まちづくりの主役となって直接または間接の政治参加によって市政に関与していくことに他なりません。

ちなみに、日本国憲法（前文）においては、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その複利は国民がこれを享受する」といった「間接民主制」を基本として行うことが定められています。

つまり、国及び地方自治体における政治・行政は、主権者である国民・市民の選挙によって選ばれ、その信託を受けた施政者（市でいえば、市長等の執行機関や議決機関としての市議会）が、その役割を担い、実施していくという間接民主制の方式、すなわち、市民の意思は、選挙によって選ばれた首長や議員をとおして反映されるという形をとっています。

そして、これと合わせて、間接民主制を補完する制度として、国民・市民に対して、間接民主制では対応し切れない部分について、代表者を介せず、住民の直接参加によって補うという形での「直接民主制」が保障されています。

したがって、その意図するところは、両者の併用により、相乗効果を発揮することであり、間接民主制制度の存在を無視し、これにとって代わるなど、それと対立するものでは決してありません。

なお、本答申は、第2期の越谷市自治基本条例推進会議（以下「推進会議」という。）として、平成24年4月、市長から諮問を受けて以来、2年間にわたる13回の審議を経て作成したもので、その内容は、平成23年度の「推進会議報告書」（「自治基本条例の実効性を確保するための課題についての建議」）及び「自治基本条例の普及に関する事項について」の答申を踏まえながら、全体的・総合的な視点から、その対応について提言するものであり、推進会議としては、これまでの審議の総まとめ的な位置づけという視点から答申いたしました。

2 自治基本条例の適切な運用についての検証方法

基本条例の実効性を確保するため、推進会議が設置されました。

推進会議は、基本条例に関して、①適切な運用に関すること、②普及に関すること、③見直しに関することについて調査審議することとされています。

このたび推進会議では、平成24年4月7日に越谷市長からの諮問を受け、「基本条例が適切に運用されているか」についての調査審議を行ってきました。

まず、審議を進めるに当たっては、基本条例の規定のなかで、下表の市が実施主体となり進めている主要な施策について、市の担当課から説明を受け、委員相互に意見交換を行い、協議するという形で検証作業を進めました。

	担当課	取り組みの内容	基本原則
第1回	行政管理課	第20条 行政評価 第21条 組織	市政運営の原則
		第24条 審議会等への参加	参加の原則
第2回	危機管理課	第22条第1項 危機管理(公助)	市政運営の原則
		第22条第2項 危機管理(自助、共助)	協働の原則
第3回	財政課	第19条第1・2項 財政運営 第19条第3項	市政運営の原則 情報共有の原則
		第18条第3項 市民への情報提供	情報共有の原則
第4回	広報広聴課	第23条 市民の市政への参加 第26条 意見公募手続	参加の原則
		第25条 地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援	協働の原則

3 自治基本条例の適切な運用についての現況と課題

第1回から第5回まで推進会議で審議してきた内容については、個別の施策評価に留まることのないように、基本条例の底流にある、いわば主題ともいえる4つの基本原則に沿って取りまとめることとしました。

すなわち、(1)参加の原則、(2)協働の原則、(3)情報共有の原則の基本3原則に、(4)市政運営の原則を加えた、4つの原則ごとに、市が取り組みを進めている各種施策について審議し、意見及び提言を取りまとめました。

(1)参加の原則

第5条 市は、市民の参加を基本とした市政運営を推進します。

【参加の原則の意義と答申の視点】

- ・自治のまちを築くためには、市民がまちづくりに関与していく環境づくりが求められます。
- ・まちづくりに参加する機会を保障するとともに、市民参加を図るための取り組みを進める必要があります。

【取り組みの状況】

①**広聴活動**（市長への手紙、市民の声などの制度、市長とふれあいミーティング）

○市民の提案制度などの広聴活動

広聴活動の歴史は古く、市は、昭和44年から投書箱を設けて市民の声を聴いてきました。平成10年には、市民の提案制度を設け、広く市民の声を市政に反映する取り組みが進められてきました。この制度は、市長に対して手紙、メールやファクスで送られてきた意見に、市長が直接目を通し、回答するというもので、現在も継続しています。年間約●件の意見があります。そのほか、●件を超える意見が寄せられます(○◇参照)。

また、公募の市民●名以内を市政モニターとして委嘱し、市政に対する意見、広報紙や広報番組に対する意見を聞く取り組みや、無作為抽出の●人の市民を対象に毎年、市政世論調査が行われています。

○市長とふれあいミーティング

市長が直接市民と懇談する市長とふれあいミーティングが平成22年から開始されました。

平成22年度は13地区センターで各地域の課題をテーマに実施、参加者は

13地区合計で●人、●件の意見がありました。

平成23年度は、総合振興計画の各施策に沿って、市民参加、子育て、環境等をテーマに●回開催されました。参加者は合計で●人、全体で●件の意見がありました。

平成24年度は、①高齢者福祉 ②中心市街地活性化の政策テーマで開催されたほか、新たに埼玉県立大学、文教大学、新成人など若年層を対象として行われました。●回の開催で、●人が参加し、●件の意見がありました（○※参照）。

平成24年度から、新たな取り組みとして、「市長のふれあい訪問」が開始されました。これは、市民活動団体などの活動の場所に市長が訪れて懇談するというものです。訪問を希望する団体を募り、年間●回ほど訪問する予定となっています。

平成24年度は、1月、2月に●団体を訪問し、市民の皆さんと懇談が行われました。

②意見公募手続

基本条例第26条では、「市長等は、「基本構想」をはじめとする重要な計画等の策定にあたっては、あらかじめ計画案等を公表したうえで、市民から意見を募る手続を行います。市長等は、前項の手続きにより提出された意見に対する考え方を取りまとめて公表します。」と規定されています。

政策に市民の声を反映させる仕組みとして意見公募手続、いわゆるパブリックコメントの制度が平成21年9月から設けられています。

計画等の決定過程における公平性の確保と透明性の向上を図るため、重要な計画や条例（権利を制限する規定を含むもの）を定める際には、計画案を公表したうえで、一定期間（30日以上）意見を公募し、市政運営に反映させるという制度です。寄せられた意見に対しては市の考え方を示し、公表されます。

国は、行政手続法に規定を設けて、意見公募手続を実施しています。越谷市の場合、基本条例に規定を設け、具体的な手続に関しては要綱で定めています。要綱は、基本条例と同様に平成21年9月1日から施行となっています。

平成24年度には●件の意見公募が行われ、合計で●件の意見が提出されました。内訳は、越谷市景観計画・景観条例が●件、越谷市中心市街地活性化基本計画が●件、越谷市地域福祉計画が●件、越谷市地域防災計画が●件で、その他●件の案件ではご意見がありませんでした（○※参照）。

③審議会への市民の参加の促進

基本条例第24条では、「市長等は、審議会等に、公募の委員を加えるよう努めます。市長等は、前項の公募を行うにあたっては、参加しやすい環境の整備

に努めます。」と規定されています。

審議会は、有識者や市民団体を含む市民が、市の重要施策などについて審議する機関です。平成12年に「審議会等の設置及び運用に関する要綱」が制定されました。この要綱には審議会等の会議の公開や委員の公募方法等の規定が盛り込まれ、市民参加が促進されてきました。

平成25年4月1日時点の審議会等の数は●機関で、委員数が●人です。その中で、公募を実施している審議会等の数が●機関（○を参照）、公募委員数は●人です。公募を実施していない審議会等は、「法令で委員の選任について規定が設けられているもの」、「専門的な特定事項を審査、審議または調査するもの」、「利害関係の処分等を審査、審議、調査するもの」等となっています。

審議会等の会議は、基本的には公開をすべきものとされています。その中で、個人情報や法人等の団体情報などを取り扱う審議会等は、市の情報公開制度に基づき公開・非公開が定められています。

平成21年9月に基本条例が制定された以降の取り組みとして、公募委員の応募資格の年齢要件が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられ、住所要件も「市に住所を有している者」から「市内において、住み、働き、学び、又は活動している者」に見直されました。

また、審議会等の会議については、会議録を作成しホームページや情報公開センター（閲覧）で公表しています。

【意見及び提言】

広聴活動や意見公募手続に関する取り組みに関して、おおむね必要な取り組みはなされているものと考えます。しかし、広聴の取り組み、意見公募手続ともに、参加者や意見の数が少ないことが課題であるといえます。ふれあいミーティングで、より多くの参加者を募るためには、市民の興味を引くようなテーマを設定する必要があります。また、意見公募手続でより多くの意見を募るためには、「広報こしがや」やホームページでの募集のほか、対象の意見公募手続に関連する団体等に働きかけ、意見を募る方法があります。

審議会等への市民の参加について、平成22年度に応募資格の年齢要件を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げたこと、また、住所要件についても「市に住所を有している者」から「市内において、住み、働き、学び、又は活動している者」に見直したことは、参加者の対象を広げるともよい取り組みです。しかし、審議会等に関する市民の関心は決して高いとはいえません。公募委員の募集の記事を「広報こしがや」やホームページに掲載する際には、掲載位置や記事の内容等、今後とも工夫を重ねていく必要があります。

また、市政への参加全般についての課題として、若年層の参加が少ないということが挙げられます。これからの越谷を担っていく若年層の市民の参加を増

やすためには、各取り組みのテーマ設定の工夫のほか、取り組みを開催する日時等の工夫をし、就学、就労している層が参加しやすくすることが必要です。

(2) 協働の原則

第6条 市民および市は、協働を基本としたまちづくりに取り組みます。

【協働の原則の意義と答申の視点】

- ・多様化する市民ニーズや地域内の様々な課題を解決していくためには、市民と市がそれぞれの役割を認識しながら、互いを対等のものとして尊重し、協力していくことが必要です。
- ・市民と市による協働のまちづくりを進めていく環境づくりが求められます。
- ・市民と市は互いに支え合い、協働による取り組みを進める必要があります。

【取り組みの状況】

基本条例第25条では、「市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。市長等は、地域コミュニティ組織や市民活動団体の主体的な公共分野での活動に対し、その活動促進のための支援に努めます。」と規定されています。

○コミュニティ施策の沿革

はじめに、越谷市のコミュニティに関する施策の沿革に触れておきます。

越谷市の人口は、高度経済成長期の昭和40年代に急増し、市としては都市基盤整備が急務となりました。自治会は、自ら地域の改善のために尽力するとともに、地域住民の声を行政に伝えるといった役割を果たしてきました。

一方、昭和49年には、スポーツ・レクリエーション都市宣言が行われ、スポーツを通じた地域づくりが進められました。拠点となる公民館に常勤職員を置き、スポーツ・レクリエーション活動が推進されました。

また、地域には自治会のほか、スポ・レク推進委員会、青少年関係団体、子ども会育成連絡協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ、婦人会など、様々な地域コミュニティがあります。これらの団体と連携し、地域づくりにつなげようと、市では各地域に働きかけて「地区コミュニティ推進協議会」の設立を進めてきました。地域課題に住民自ら取り組むことが期待され、現在、地区ごとに特色のある事業が展開されています。

さらに、子育て、環境、生涯学習といったテーマごとに、さまざまな市民活動団体が作られています。地縁によるコミュニティとは異なり、広いネットワーク、専門性を生かした活動が行われています。

①地域コミュニティの現状と支援

地域コミュニティ組織として代表的なものとして、自治会と地区コミュニティ推進協議会が挙げられます。

○自治会と自治会振興交付金

市内には、●の自治会（平成25年●月●日）があります。また、13地区ごとに自治会連合会の支部があり、その上部組織である越谷市自治会連合会が全体を統括するという組織体制となっています。

市は、自治会連合会や単位自治会に対して、自治会振興交付金を交付し自治会等の運営を支援しています。

自治会連合会の近年の新たな取り組みとしては、地域コミュニティの形骸化が懸念される中、自治会が果たす役割、自治会参加の必要性等を広く市民の皆さんにPRし、自治会への加入促進を図っています。

平成25年度には、各単位自治会が日ごろの活動で抱えている問題の実態を把握し、今後の自治会活動に生かそうと、全自治会を対象に実態調査が行われました。

また、集会施設整備事業として、身近なコミュニティ活動の拠点となる集会施設の整備を行う自治会に対して、用地の取得、新築、修繕等に対し、助成金による支援が行われています。

○地区コミュニティ推進協議会

市内13地区には、コミュニティ推進協議会（以下「地区コミ協」という。）が組織されています。また、各地区コミ協の代表者で構成される越谷市コミュニティ推進協議会（以下「全市コミ協」という。）があります。

第4次総合振興計画の中で掲げられている地区別将来像の実現を目指し、各地区において地区まちづくり推進計画が策定されています。

地区まちづくり計画を実現し、各地区の創意工夫によるまちづくりを進めるため、地区まちづくり助成金を交付しています。各地区コミ協から提案された事業を審査したうえで、助成が行われます（○※参照）。

②市民活動団体の支援

○越谷しらこぼと基金助成事業

越谷しらこぼと基金助成金事業は、市民活動団体が行う特色あるふるさとづくりに資する事業に対して行われる助成事業です。平成24年度には、文教大学の学生や周辺の自治会、市民活動団体などが協力し、地域のつながりや世代間の交流を目的に開催された「出津橋自然フェスタ」など、●件の事業への助成が行われました（○※参照）。

○協働のまちづくり研修会

協働のまちづくり研修会は、市民活動団体等を対象に、これまで講座方式で毎年開催されてきました。平成24年度は、市民活動団体と市職員の交流と相互理解を図るため、市民活動団体構成員●名、市職員●名、総勢●名によるワークショップ方式で行われました。

○市民活動支援センターを拠点に交流

市民活動支援センターは、市民活動における活動の拠点として平成24年6月1日に越谷駅東口再開発ビルに設置されました。基本条例の趣旨を体现する施設ともいえます。市民活動支援センターの活動室を使用するには、あらかじめ団体登録が必要となりますが、登録団体数は、●団体（平成25年●月●日現在）となっています。

平成24年度においては、併設の中央図書室等も含め、延べ●名の利用がありました。また、延べ●事業が開催され、●人を超える参加がありました。市民活動支援センターの主な事業としては、市民との協働によるイベントやシンポジウムの開催、交流の創出を図るための事業、市民活動団体のスキルアップを図るための講座、市民活動支援センターのPR、市民活動支援センターと市民活動団体との交流会等が行われました。また、市民活動団体を訪問し、面談等も行われました。

平成25年度は、市民活動に対するコーディネーターの相談体制の充実を図るため、税理士や社会保険労務士等専門家による相談窓口を開設する取り組みが行われています。さらに、市民活動団体の事業提案を積極的に取り入れ、企画から実施、評価までを市民活動支援センタースタッフと協働で行う仕組みづくりが取り入れられています。その一例として、中学生、高校生を対象に、文教大学の学生や子育てを中心とした市民活動団体の協力のもと、市民活動支援センター主催での「いじめ防止サミット」が開催されました。また、市民活動のさらなる裾野の拡大として、同じ地域に住む人と子育てやまちづくりなどについて日頃感じていることを話し合う、「かふえとも」等の事業が行われています。

③危機管理（自助・共助）

基本条例第22条第2項では、「市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。」と規定されています。

○自主防災組織の支援と備蓄

毎年、越谷市と地区との合同で総合防災訓練が実施されています。総合防災訓練では、地区の要望を取り入れながら、地域住民と当該地域内及びその周辺に居住する市職員が協力して、備蓄物資の運搬や仮設トイレの組み立て訓練等が行われています。

自主防災組織の育成は、備蓄倉庫や備蓄資器材、防災資器材の整備、防災訓練等に対して補助金が交付されています。自主防災組織の組織率は、●%（平成●年●月●日現在）で、毎年度着実に上昇しています。

○防災に関する情報提供と啓発

自主防災組織の育成は、備蓄倉庫や備蓄資器材、防災資器材の整備、防災訓練等に対して補助金が交付されています。自主防災組織の組織率は、●%（平成25年●月●日現在）で、平成24年度より上昇しています。また、自主防災組織や自治会などの防災訓練や講演会に講師が派遣されています。「自助・共助・公助」の考え方のもと、自分の身は自分で守る「自助」として住宅の耐震化や家具の固定などの重要性について、地域や隣近所で助け合う「共助」として自主防災組織の活動の重要性について、市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供などの「公助」として市による災害応急対策活動や事前の各種防災対策について説明する講座が開催され、防災対策の啓発が行われています。平成24年度は●回、平成25年度は●回（平成25年●月●日現在）実施されています。また、防災訓練や講演会で防災対策についてより分かりやすく説明するため、「防災対策ガイド」、「防災マップ」、「地震ハザードマップ」等の様々なパンフレット等が作成されています。

④協働のまちづくりのさまざまな事例

越谷市では、これまでも広報紙等の配布、環境美化、防犯や子どもの見守りなど、様々な活動が市と市民との協働で行われています。主な協働のまちづくりの事例を挙げてみます。

○住民による公園管理

市では、公園の除草や芝刈り、低木刈り込みなど●箇所を業者に委託し、委託以外の公園は、必要に応じて職員により行っています。一方で、市民との協働のまちづくりを進めるため、平成19年度に、越谷市市民参加による公園の維持管理に関する要綱を制定し、公園や緑道等の清掃や除草、施設の不具合箇所の連絡などを平成25年度現在で●団体が行っています。市は公園の維持管理に必要な鎌や軍手、ビニール袋などの消耗品を提供し、支援するといった取り組みです。

○協働フェスタ

協働フェスタは、平成25年度で●回を数えます。この取り組みは、今日の社会環境を認識し、市民活動やボランティア活動を通じて公共への自発的な参画により、「新しい公共」が築かれていくという考えのもとに、市民・行政・企業等との「協働のまちづくり」を推進するために実施されています。基本条例の自治の基本原則に謳われている「協働の原則」に則り、市民や協働のまちづくりを行う団体、行政、企業等が参加し、協働するイベントとして開催される

ものです。市内で活動する市民活動団体や行政、企業等の日ごろの活動の成果発表や交流の場等として、様々な展示や催しが行われています。平成24年度は、●団体が参加し、来場者数は●名でした。平成25年度は「あなたが主役のまちづくり」をテーマとして、市民活動の輪をさらに広げ、協働のまちづくりのあり方について考える機会づくりとして計画されています。

【意見及び提言】

越谷市は、自治会及びコミュニティ推進協議会等の活動が活発で、地域活動の基盤がよく整備されています。また、地域活動、地域コミュニティ組織への市からの支援も、適切に行われているものと考えます。

しかし近年、自治会等地域コミュニティ組織の高齢化が課題となっています。これからの越谷を担っていく若い市民の地域活動への参加を促すため、地域活動の必要性の啓発を行っていく必要があります。また、就学、就労している市民が各イベントや活動等に参加しやすくするため、活動する日や時間を工夫していく必要があります。

また、越谷市の自治会加入率は、他の自治体に比べ高い水準を保っているものと考えますが、自治会の加入率が低下することを防ぐための取り組みが必要です。今後とも、先述のような若者を地域活動に取り込むための取り組みや、地域コミュニティ組織の必要性をわかりやすく市民に伝えるための取り組みを、引き続き行っていく必要があります。

越谷市は、市民活動団体の活動についても、近隣市と比べ充実していると感じます。しかし、市民活動団体自体や活動内容が、広く市民に知れ渡っていないのが実情です。より協働のまちづくりを進めるためには、市民活動団体の活動を周知すること、及び周知する場の提供が必要です。

市民活動団体の活動の場として、市民活動支援センターが設置されたことは素晴らしいことです。また、指定管理者のもと、ソフト面でも工夫をして様々な事業が展開されています。しかし、市民活動支援センターのより一層の有効活用が求められます。そのためには、実際に市民活動支援センターを利用している団体を中心に市民活動支援センターの運営協議会を設置することが有効であると考えます。

また、協働のまちづくりをより推進するためには、自治会やコミュニティ推進協議会、市民活動団体の連携を行っていくことが必要です。

平成25年9月2日に発生した竜巻に対する自治会を中心とした活動は、全国に誇れるものでした。この点においては、自治会や地域コミュニティの仕組みづくりは出来ており、十分に機能しているといえます。今後も各団体相互の情報伝達・情報共有を活発化し、より連携を強めるため、市及び各団体が積極的に情報収集や情報提供を行っていくことが望まれます。

【参考：竜巻災害に対する対応】

平成25年9月2日午後2時頃に越谷市を襲った巨大な竜巻による被害への対応については、市民活動団体や災害時協定を締結した企業・団体等との協働の取り組みが新聞報道等で高い評価を受けました。被害は、人的被害が重軽傷者●名、被害家屋が全壊●棟、大規模半壊●棟、半壊●棟、一部損壊●棟、合計で●棟（平成25年●月●日現在）に及ぶもので、大災害となりました。「安心度埼玉NO. 1」を目指す越谷市では、午後2時30分に災害対策本部を設置し、職員体制を配備しました。関係機関等と連携し、負傷者の手当から、被災者の避難所設置、義援金やボランティア活動の受入、国等への要望書の提出、がれきの撤去・収集作業、り災証明書等の発行、市営・県営住宅の提供、住民説明会の開催等、復興へ向けた取り組みが順次迅速に行われ、これらの状況については、適宜マスコミや関係者等に情報提供されました。

また、実際の被災現場では、ブルーシートに覆われた住宅が集中し、竜巻の爪痕がはっきりと残る中、自治会や近隣同士で、そこに暮らす人々が互いを支え合う活動が見られました。お互いに声を掛け合いながら協力して懸命にがれきの撤去作業や炊き出しに取り組む姿が見られました。このことは、有事に備え、普段から自治会活動や近隣同士が助け合えるように日常的な交流の積み重ねをしてきたことが災害時に力を発揮した最たる事例といえます。

(3) 情報共有の原則

第7条 市民および市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します。

【情報共有の原則の意義と答申の視点】

- ・まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有することは、参加と協働によるまちづくりの前提となります。
- ・まちづくりに取り組む際には、まちの現状や課題は何か、課題の解決方法にはどのようなものがあるのか、誰が課題を解決できるのかなどの情報を共有することが不可欠です。
- ・市は多くの情報を有していることから、市民にとって分かりやすく、可能なかぎり、多くの市民に広くいきわたるようにする必要があります。
- ・まちづくりの主人公である市民も情報の提供主体であることを認識し、情報

を共有することが求められています。

【取り組みの状況】

①広報活動

基本条例第18条第3項では、「市長等は、市政に関する情報を市民に提供するにあたっては、情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。」と規定されています。

市政に関する情報を市民に分かりやすく、広くいきわたるようにするため、広報紙、テレビ、ホームページ等による情報提供が行われています。

○広報紙など刊行物の発行

「広報こしがや」は、お知らせ版は毎月1回、季刊版は年に4回発行されています。広報紙は、市民にとって重要な情報源となっています。

市政情報をより豊富に、より分かりやすく伝えるため、お知らせ版の増ページ及び紙面のリニューアルが、平成23年5月に行われました。これまでよりも写真や図を多く使い、視覚的にも分かりやすく伝えることができるよう、紙面を12ページから16ページへと4ページ増やすとともに、「絆」や「協働の担い手たち」などのコラムの新設や「まちの話題」の記事を増やすなど市民活動が積極的にPRされています。紙面を20ページとする月も年間で5回予定し、クラブサークルの会員募集や市のイベント情報などが特集されています。また、お知らせ版の紙面の一部カラー化が平成24年5月から行われています。これにより、市政世論調査における広報紙の分かりやすさは、●%（平成23年度）から、●%（平成24年度）へと●ポイントアップしています。

「こしがや案内図」は、越谷市をよりよく知ってもらうための公共施設ガイドとして、主に市民課や出張所の窓口で転入者向けに配布されています。平成24年度版は、●部の発行部数となっています。情報を市民、特に転入者に分かりやすく伝えるための取り組みとして、急患診療所、子育て情報、防災関連情報など市民のニーズに対応できるよう、平成24年8月に仕様が大幅に変更されました。

○ICT（情報通信技術）を活用した広報

「市ホームページ」は、平成9年9月から開始され、平成15年3月、平成18年11月にリニューアルしました。平成23年11月には、誰もが見やすく、探しやすいホームページを目指し、再びリニューアルが行われました。情報を分類するコーナーの分類を見直し、市民が探している情報に、いち早くたどり着けるように改善が行われました。また、コンテンツを1時間ごとに更新できるように改善し、素早い情報発信が可能となりました。毎月平均で約●万件のアクセスがあります。

近年、急速に普及しているスマートフォンに対応するため、平成25年4月

からスマートフォン専用サイトが開設されました。スマートフォン専用サイトでは、指の操作が容易な大きなボタンを並べた専用デザインを採用し、閲覧性、操作性の向上を図り、ホームページとほぼ同じ内容の●ページとなっています。

「公式ツイッター」は、情報伝達手段の拡充のため、平成24年2月から開始されました。ツイッターの利点としては、フォロワーと呼ばれる自治体が投稿する情報を定期的に講読してくれる利用者に対して、情報を自動発信できる、いわゆるプッシュ型の情報提供が可能である点です。投稿内容は、公式ホームページの最新情報やYouTubeへの動画投稿情報を自動的にお知らせするほか、商工会と連携して、こしがや鴨ネギ鍋マスコットキャラクターの「ガーヤちゃん」の出没予定情報、大規模災害時などにおける緊急情報などがあります。質問等への回答、アカウントのフォロー、リツイートは行わず、市からの一方的な情報提供となります。ツイッターは、情報を市民に分かりやすくというよりは広く行き渡ることが目的とされています。

「越谷cityメール配信サービス」は、あらかじめ登録した携帯電話やパソコンにメールで市の情報を配信するサービスです。災害・防犯情報、イベント情報など●種類の情報が発信されています。平成20年2月から配信が開始され、配信範囲の拡大や登録者数の増加が顕著となっています。平成25年4月から市内小中学校全●校の保護者に学校情報メールの配信が開始されました。平成25年●月●日の登録者数は、●人となっています。

②情報公開制度

これまで越谷市では、開かれた市政の実現を目指して、市政に関する情報が積極的に提供されていますが、地方分権の進展に伴い、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっています。情報公開制度には、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進につなげていくことが求められています。

越谷市では、平成11年10月1日から越谷市情報公開条例が施行されています。市が保有している情報を基本的に開示するものです。この条例により市政はガラス張りになっているといえます。公文書の公開請求の処理状況が毎年公表されています。公文書公開請求の処理状況は、条例施行後、例年●件前後で推移しており、平成24年度までの請求権数は累計で●件です。このうち、公開が●件、部分公開が●件、非公開が●件（文書不存在等によるもの●件）、取り下げが●件、合計で●件となっており、部分公開を含む公開率は、●%（文書不存在等による非公開を除いた場合●%）、これまでの請求対象文書数は、累計で●件となっています。

また、情報公開制度と両輪として個人情報保護制度があります。これは、情報公開制度により市の保有している情報を透明化して公開をしていくので、その反対に個人情報保護制度により市民の個人情報はしっかり守っていくという制度です。個人情報を取り扱う市役所も、個人情報の取り扱いについて、細心の注意を払い、同じ市役所内においても、個人情報を融通し合うことが無いように、しっかりとルールが定められているのです。

越谷市では、平成13年4月1日から越谷市個人情報保護条例が施行され、個人情報開示請求の処理状況が毎年公表されています。個人情報の開示請求の処理状況は、条例施行後、例年●件前後で推移しており、平成24年度までの請求件数は累計で●件です。このうち、開示が●件、部分開示が●件、不開示が●件（文書不存在等によるもの●件）、取り下げが●件、合計で●件となっており、部分開示を含む公開率は、●%（文書不存在等による不開示を除いた場合●%）、これまでの請求対象文書数は、累計で●件となっています。個人情報保護の場合は、個人情報を守るということに主眼があり、開示請求は条例上、自分の個人情報がどのように使われているかを請求できるものであるため、公開請求に比べると件数は少なくなっています。

③各種施策の公表状況

○財政状況の公表

基本条例第19条第3項では、「市長は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。」と規定しています。

市政運営の透明性の確保のため、予算や決算などの市の財政状況を市民の視点に立って分かりやすく伝えることに取り組んでいます。広報こしがやお知らせ版では、予算、決算のほか、市政ウォッチングというコラムを新設し、市民の暮らしに密着したテーマを題材とし、事業の解説、必要経費が分かりやすく紹介されています。

また、「越谷市のざいせい状況」を作成し、6月と12月の年2回、半期ごとの予算の執行状況について公表しています。平成18年度から、市の財政を家計に置き換えたり、グラフなどを用いたりしながら、できる限り分かりやすい解説を加えた「越谷市の財政事情」を作成し、公表しています。平成21年度から、市の資産等の状況を表した「財務書類」を作成し公表しています。

平成23年度の当初予算編成過程から予算編成過程の可視化の取り組みが行われています。平成25年度の当初予算編成過程では、この可視化の取り組みとあわせ、分かりやすい予算とするため補助資料として、「平成25年度当初の予算の概要」が作成され、重点事業について写真を充実させ視覚的に分かりやすくするとともに、経費の内訳なども分かるようになりました。

○市議会に関する情報提供

基本条例第13条第3項では、「議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。」と規定されています。

市議会では、市議会だよりを年4回発行し、議案審査の状況や一般質問の内容などを市民に周知しています。また、4年に1度の改選期には臨時号が発行され、議員の紹介、会派の構成などが掲載されています。編集は各会派の議員で組織する議会報専門協議会で行われ、市民に分かりやすい議会報を目指し、掲載内容や紙面構成の見直しが進められています。

市議会ホームページは、議会活動に関する情報提供を図るため、平成14年12月に開設されました。市議会の役割や議員名簿、定例会ごとに会期予定や議事日程、一般質問通告一覧、議案・請願・陳情の内容、審査結果などの情報が掲載されています。また、ホームページ上から議会中継や会議録の検索もできるようになっています。

会議録検索システムは、会議録をデータ化し、必要な情報を端末から検索するものです。会議録は定例会ごとに作成され、市民が閲覧できるよう図書館や各地区センターなどに配置されています。

議会中継システムは、ライブ中継と録画中継があり、録画中継は会議名、議員名、用語から視聴者が見たい映像を自由に選択できるようになっています。市民が自宅にいても本議会の中継が見られるよう、インターネット配信による議会中継の運用が行われています。

○学生議会の開催

学生議会は、次代を担う若者が模擬議会の体験を通して市政や議会への関心を深めてもらうことを目的に平成22年5月と平成24年11月に開催されました。市内の県立大学、文教大学など●つの大学から●名が学生議員として参加しました。学生議員から市政全般について一般質問が行われ、これに対して市議会議員が答弁を行いました。また、地域活動や国際交流事業への参加や自転車マナーの向上、緑の保全などについて、自らが積極的にまちづくりに関わっていくことを表明した「まちづくり宣言」が全員で決議されました。会議終了後には、参加した学生と市議会議員による意見交換が行われ、学生からは「貴重な経験となり、多くの知識を得ることができた」、「議会というものを知ることができ、参加してよかった」などの感想が寄せられました。

議会の活性化の取り組みは、議会活動を広く市民に理解してもらえるようこれまでに一問一答式の導入や議案に対する議員個人の賛否の公表などが行われています。平成25年度は、市民にとって身近な議会を実現するための取り組みとして、市議会主催の議会報告会を開催し、定例会に提案される議案の審査状況等について報告することも検討されています。

【意見及び提言】

広報の取り組みのうち、広報こしがやについては、市政に関する重要な情報を分かりやすくコンパクトに伝えるための様々な工夫がされており、市民にとっての一番の情報源としての役割を十分に果たしているといえます。今後は、より多くの市民の手に行き渡るように配布方法等の工夫が必要です。

また、市ホームページや公式ツイッターや越谷 city メール配信サービスなど、多様な情報発信に取り組んでいるといえます。一方で、情報は公開されているが求めている情報を見つけづらいといった課題もあるため、様々な手段で情報発信していることの周知を図る必要があります。

情報公開制度については、個人情報保護制度とともに、条例に基づき、適切な手続きが行われています。しかし、一般の市民からすると、制度が複雑で分かりにくいといった課題もあるため、市民の立場からしても、分かりやすく、興味を持つような情報提供が求められます。

各種施策の公表の取り組みのうち、財政運営の公表は、市財政の将来の先行きが不透明であることから、積極的な情報提供が不可欠です。財政運営の透明性の確保のため、予算編成過程の公表や、市の財政状況を家計に例え、表やグラフ、写真などを用いて視覚的に興味を引くような各種パンフレット類を作成し周知を図ることなどは、市民の視点に立って分かりやすく伝えるための取り組みが行われているといえます。今後は、一般企業会計に沿った財務諸表を用いての公表や、市民の節税努力のためにも、税の使われ方についての情報提供の強化を検討することを求めます。

議会における情報提供については、市議会だよりや市議会ホームページをはじめ、会議録検索システムや議会中継システムなど、議会活動に関する情報提供を図るための取り組みが行われているといえます。また、学生議会など次代を担う若者に市政や議会への関心を深めてもらう取り組みが行われています。今後も議会の活性化に向け積極的な情報提供を求めます。

(4) 市政運営の原則

第18条第1項 市長等は、公正で公平な視点に立って、効率的で効果的かつ透明性のある市政運営を迅速に推進します。

【市政運営の原則の意義と答申の視点】

- ・ 地方分権が進展する中、これからの地方自治体には、自主的で自立的な運営とともに、社会経済情勢の変化に的確に対応し、最小の経費で最大の効果を

あげる経営的視点での運営が求められています。

- ・限られた市の資源を有効に活用し、市民満足度の高い行政サービスを提供するため、公正で公平な視点に立った透明性の高い市政運営を迅速に推進する必要があります。

【取り組みの状況】

①行政評価

基本条例第20条では、「市長等は、効率的で効果的な市政運営を図るため、執行機関内部および外部による評価を実施します。市長等は、前項による評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、市政に反映させるよう努めます。」と規定されています。

市政運営を図るため地方分権の進展や社会経済環境の急激な変化の中で、多様な市民ニーズと将来を見据えたまちづくりの課題に的確に対応し自治体としての役割を果たしていくためには、日々の施策や事業の妥当性や効率性、成果などを絶えず客観的・多角的に検証し、より良い行政サービスを提供するとともに、その状況を市民に分かりやすく説明していく必要があります。そこで、市民満足度の高い行政経営を展開していくための手法として、行政評価制度の活用が進められています。

行政評価制度は、行政運営の中に計画（PLAN）→実施（DO）→検証（CHECK）→改革改善（ACTION）の、いわゆるPDCAのマネジメントサイクルを構築することによって、適切な評価を事業選択に反映し、限られた財源や人材等の最適配分による効果的・効率的な行政運営を行い、市民への説明責任の充実を計るなど行政運営上の様々な課題を克服し、最終的には市民満足度の向上を目指すものです。この行政評価制度を有効に活用していくためには、市の最上位計画である総合振興計画の進捗状況を踏まえ、「ヒト、モノ、カネ、情報」といった経営資源を最適に配分し、戦略的な行政運営を推進していくための全体的な仕組みが必要になります。この仕組みを「行政経営システム」と呼んでいます。この仕組みは、計画、予算、組織・定数、人事・研修といった、従来どちらかといえば連携が弱いとされていた個々の行政運営の仕組みを互いに関連付けることで、効果的かつ効率的な市政運営につなげていくことを狙いとしています。平成17年度に行政評価制度を本格導入し、事務事業の事後評価や事前評価等を実施するとともに外部評価が実施されています。

行政評価システムの概要は、4月から5月にかけて、各課において、前年度に実施した事務事業の事後評価を実施します。7月頃に市長を本部長とする行政経営推進本部会議を開催し、各課において実施した事後評価等の結果を検討するとともに外部評価の対象を選定します。8月に外部評価を実施します（平成24年度は10月に実施）。平成22年度からヒアリングが公開されています。

そして、予算編成等具体的な翌年度の市政運営方針を作成していく前に、市の最上位計画等の進捗状況と、その進捗を支える行政改革大綱の進捗状況や財政状況等の検証等を通じて、総合振興計画の着実な推進を図るため必要な改善課題や重要事項についての総合調整を行い、これに基づき事業計画の策定、予算編成、組織・定数管理等に取り組んでいきます。継続事業について各種評価結果等を踏まえた改革改善計画を作成するとともに、翌年度を初年度として新たに実施する予定の事業についての事前評価を実施します。最後に、各種評価結果等を参考に、当初予算編成等を実施するというものです。平成24年度に実施した行政評価により、各種評価結果等を踏まえた改革改善計画の作成対象とした事業は、事後評価対象事業の●事業中●事業でした。この●事業のうち、改革改善計画において何らかの検討・見直しをした、あるいは今後何らかの見直しをすることとした事業は●事業でした。また、これら●事業のうち、平成24年度に外部評価を実施した事業は●事業（全●事業のうち、A評価となった●事業を除いた分）ですが、このうち、同年度中に何らかの検討・見直しをした、あるいは今後何らかの見直しをすることとした事業は●事業でした。

②組織

基本条例第21条では、「市長等は、その組織が政策課題に的確に対応できるよう機能的であるとともに、組織相互の連携を保ちつつ横断的な調整を図ります。市長等は、その組織が市民にとって分かりやすく、社会経済情勢の変化に対応できるよう、必要に応じて見直しを図ります。」と規定されています。

まちづくりの基本となる総合振興計画を新たに作ったり、あるいは見直したりといったような時には、部を超えるような大がかりな組織改革が行われています。それ以外の年度も必要に応じて、部分的な見直しが進められています。

組織の数は、各自治体の実情に応じて行政ニーズが多様であり、どの位の数が適切なのかを比べることが困難ですが、平成22年度に特例市、中核市のいくつかの団体に行われた調査では、越谷市は、市立病院と土地開発公社を除いた市長部局の数が、●部、●課となっています。これに対し、特例市では、平均で●部、●課、中核市では、平均で●部、●課となっています。この調査により本市と他の特例市、中核市と比べますと、部の数は、他の自治体の平均数とほぼ同じといえます。課の数は、他の特例市、中核市の数より少ないといえますが、これは一つの課の所管する事務の範囲が比較的広いためと市は分析しています。

組織改正の具体例としては、平成23年度に、現在の第4次総合振興計画等をスタートするに際し、あわせて大幅な組織改正が行われました。その中では今後の中核市移行に向けて、これまでの健康福祉部を健康増進と地域医療に関わる部分を分けて保健医療部が新設されました。その他、地域医療課、保健所

準備室が設置されました。また、各種未収金の回収について、全庁的に取り組みを強化するため収納課に債権回収係が設置されました。平成24年度には、中核市移行に向けての準備体制をより一層強化するため、課相当の組織として中核市推進室が設置されました。さらに東日本大震災を受けて、放射線対策など総合調整を行う部署として放射線対策担当が設置されました。その他、パスポートセンターなど各種公共施設の設置にあわせて、組織が設置されています。平成25年度には、市民活動支援センターや越谷市東口の駐車場が新設されましたが、管理・運営について指定管理者制度が導入されています。

市の職員数は、平成17年度から第4次の行政改革の一環として、定員管理計画が定められています。平成17年度から22年度までの5年間で、●%程度の職員数を削減するもので、人数にすると●人を削減するものです。結果は、●人から●人へと●人の削減となりました。

平成23年の4月では、●人でこれを他の特例市の職員数と比べますと、普通会計での比較で、特例市40市中、越谷市は●番目に少ない職員数となっています。

横断的な連携は、各種政策形成・推進等における総合的な調整や展開を的確に図るため、課題に応じた横断的な組織が適宜設置されています。具体例としては、政策会議、行政経営・情報推進・男女共同参画等の各推進本部や福祉なんでも相談窓口などがあります。

③財政運営

基本条例第19条第1項では、「市は、自主財源の確保に努めるとともに、国や県に対して財源移譲を積極的に働きかけるなど財政基盤の強化に努めます。」と規定されています。

自主財源とは、地方自治体が自らその権能を行使して調達する財源です。具体的には、市税や各団体からの負担金、公共施設の使用料、市民課等で証明書を発行したときの手数料、財産収入、寄附金などが該当します。地方自治体が自らその権能を行使して調達することができる財源です。一方で、国や県で定める具体的基準による依存財源があります。これには、国・県からの支出金が該当します。自主財源の割合が高ければ財政運営の自由度が高まります。自主財源の根幹である市税は、的確な把握と納税意識の高揚を図り、収納率の向上に取り組んでいます。しかし、近年、景気低迷の影響により、個人所得の低迷や地価の下落などの影響で税収は減少傾向です。

自主財源確保の取り組みのうち、市税の収納率は、平成23年度収納率が●%となっています。収納対策、徴収努力により平成19年度から埼玉県下で一番高い収納率を上げています。

市税以外の未収金対策は、平成23年の4月より、収納課内に債権回収係を

設置し、市税以外の未収金対策に取り組んでいます。平成23年12月には、越谷市債権管理条例を制定し、全庁的に統一化したルールに基づき、収納課債権回収係と債権の所管課の連携により、事務の効率化や債権の圧縮、収納率の向上に取り組んでいます。

使用料、手数料、分担金、負担金は、平成17年11月に制定した使用料等のあり方に関する基本方針の趣旨を踏まえ、現行制度の使用料の金額等の見直しや改善により適正化を図るとともに、債権管理条例に基づき、収納の確保に取り組んでいます。

広告料収入は、平成18年度の市ホームページへの広告掲載や、広報紙、ごみ収集カレンダーなど、市の発行する印刷物など広告掲載が可能なものへの掲載が積極的に行われています。広告収入全体での収納額は、例年●万円弱の収入となっています。平成24年度からは、庁内の壁面広告やモニターによる広告など新たな取り組みも行われています。他市の状況などを調査研究し、広告料収入の確保に取り組んでいます。市の封筒に広告を掲載し、その広告料をもとに事業者が市に封筒を寄附するといった、直接的には、歳入の額には表われませんが、歳出額の抑制になるというような取り組みも行われています。市民ガイドブックも広告料収入で作成されました。これらは、歳出の削減による、自主財源の確保といえます。

平成24年4月から越谷市行政財産の使用料に関する条例を施行し、公共施設に自動販売機を設置するなど行政財産の中で本来の目的以外に場所を提供した場合にその使用料について金額を定めて徴収する取り組みが行われています。

国や県への税財源の移譲や地方交付税などの財源の確保は、地方分権が進められる中、住民に身近な行政サービスは、住民に一番身近な市町村がその役割を担うことが求められています。より多くの事務を円滑に行うためには、適切な財源の移譲を国や県に求めていく必要があります。併せて、既存の事務についても、財源の配分が適切にされているか検証する必要があります。そこで、住民サービスの向上に向け、積極的な取り組みを進めるため、国や県へ税財源の移譲や地方交付税などの財源の確保が行われています。具体的には、地方交付税について、毎年、埼玉県を通じ交付税制度改正の要望を提出しているほか、全国市長会を通じて、新たな事務の移譲を受けた場合の財源措置などが要望されています。

基本条例第19条第2項では、「市長は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」を初めとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。」と規定されています。

最少の経費で、最大の効果を上げることは、自治体運営の最大の目標です。平成25年度は、総合振興計画前期基本計画の第2期の実施計画の初年度となっています。この実施計画の策定に際し、今後の収支予測である財政計画とい

うものを定め、これを基に第2期実施計画を策定しています。財政計画は、過去の歳入や歳出の実績に加え、各分野の現行制度を基本としながら、策定時点において見込むことができる制度改正などにに基づき、推計したものです。今後の税制度や財政制度などの情報を可能な限り収集した中で分析をし、予測をしています。特に市民税における税制改正や交付税等の制度改正の情報収集を行い、平成27年4月に中核市移行を目指していますので、その経費、経済の見通しなどの情報を勘案し策定されています。第2期実施計画では、●事業が採択されました。予算編成の際には、この実施計画を基に計画的に予算計上がされています。また、健全財政を維持していく上では、事業の選択と集中が必須であることから、行政評価制度の事務事業評価の結果を参考に、行政改革を踏まえ対応しています。

④危機管理（公助）

基本条例第22条第1項では、「市長等は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。」と規定されています。

国の災害対策基本法に基づき、防災に関する基本計画として、越谷市地域防災計画が定められています。平成23年3月には、「埼玉県の地震被害想定調査報告書」において、本市が最大の被害を受ける想定地震が、従来の綾瀬川断層地震から東京湾北部地震に変更となったため、見直しがされました。平成25年3月には、東日本大震災を教訓とし、避難所の設置運営に関して、女性や要援護者などに配慮した内容とするため、ワーキンググループを立ち上げ、高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者支援の庁内関係部署や、男女共同参画の支援に携わっている団体からの意見を積極的に取り入れています。また、この震災では、越谷市においても多数の帰宅困難者が発生し、新越谷駅、南越谷駅、越谷レイクタウン駅などを中心に、約●人の避難者の受入が行われました。そこで、帰宅困難者対策として、県や市、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察などの関係機関の役割分担を明確化し、緊急連絡体制、帰宅困難者への情報提供体制、駅利用者への普及、啓発、駅周辺における一時滞在施設の確保、誘導體制、帰宅困難者対策訓練などを検討するため、新越谷駅、南越谷駅周辺の帰宅困難者対策協議会を設置しました。

業務継続計画（震災編）は、事前に大規模災害発生時の優先業務を選定しておくことで、災害時の行政機能を確保し、なるべく短期間で平常業務へ復帰する体制を整えるもので、平成25年3月に作成されました。

職員参集基準の見直しは、大規模地震発生時の全職員が参集する基準がこれまでの震度6弱から震度5強に変更されました。職員参集訓練も定期的を実施されています。平成22年度は市内在住の管理職員●人、平成24年度は全管

理職員●人の参加により実施されました。

その他、備蓄品の整理や備蓄品（○参照）を保管する防災備蓄倉庫の建設、飲料水の確保のための耐震性飲料用貯水槽の設置（○参照）、災害情報が確実に伝達するための防災行政無線の増設や維持管理、市民の防災力向上のための総合防災訓練、自主防災組織の備蓄資器材など購入にかかる補助、防災意識の向上のための各種パンフレットの作成などが行われています。台風や大雨時は、河川ゲートや排水ポンプの可動、パトロールなどを実施して、被害防止に取り組んでいます。降雪時は、駅前広場や橋梁などの凍結防止作業が実施されています。テロや武力攻撃事態からの国民保護対策は、北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射が平成24年度は4月13日と12月12日の合計2回ありました。発射予告期間や時間帯には万が一に備えるため、職員が待機し情報収集などにあたっています。新型インフルエンザなどの感染症対策は、防護服やアルコール消毒剤、サージカルマスクなどが備蓄されています。

【意見及び提言】

行政評価については、行政評価に内部評価・外部評価を取り入れ、効率的で効果的な市政運営がなされているといえます。また、外部評価をヒアリングとしたことや、評価結果を市民に公表していることは評価できます。さらに、公開ヒアリングのお知らせをcityメールで周知したことは良い取り組みです。しかし、行政評価制度の仕組みが複雑であることから、誰もが分かりやすい制度とすることが求められます。また、もっと市民参加ができる制度があっても良いと考えます。例えば、さいたま市では、「市民討議」をやった事例もあります。市民参加の手法を工夫し、より門戸を広げる必要があります。

組織については、総合振興計画策定時や行政ニーズに応じて、見直しが行われています。今後は、本市は中核市移行を目指していることから、埼玉県東南部の中核都市として、より市民にとって分かりやすく、横断的で柔軟な対応ができる組織が求められます。

財政運営については、積極的な自主財源の確保や健全な財政運営が行われているといえます。今後は、現在も様々な取り組みがされていますが、財政に関する事項は市民からすれば難しい用語等もあるため、市民への情報提供の面でより分かりやすく伝える試みを続けることが求められます。

危機管理における公助については、防災訓練や防災に関する講座は増えており、市民の防災意識の向上へ果たす役割は大きいと考えます。今後は、孤老や要援護者の名簿の準備、整備といった課題がありますが、これには、市からの情報提供や支援も必要です。また、市は自主防災組織のモデルケースを示して、取り組みを広げていくことも効果的であると考えます。さらに、市が有事の際のリーダーとなる防災士を地域ごとに育成することも効果的であると考えます。

4 自治基本条例の適切な運用についての方策

3の基本条例の適切な運用についての基本的な考え方に示したとおり、4つの基本原則における現状の取り組みを確認・検証した結果、市の取り組みについては、より市民にとって分かりやすい制度や仕組みづくり、情報提供の方法等にさらなる創意・工夫が必要と考えますが、全体としては、基本条例に基づき、おおむね適切に運用されていると判断しました。

しかしながら、より一層の適切な運用を進めていくためには、運用に関する進捗状況を確認していく必要があると考えます。具体的な進捗状況の確認方法としては、指標を設定し、その目標値の達成に向けて達成度を管理していく方法があります。基本条例の基本3原則である「参加」「協働」「情報共有」の原則に、「市政運営」の原則を加え、この区分ごとに、基本条例が適切に運用されているかの進捗状況を確認することができる指標を設定し、進行管理を行い、その状況を市民へ公表していくことを提言いたします。

また、基本条例は、市民主権に基づく市民が主役の自治のまちづくりを目指して、市民の市政への積極的な参加や市民と行政、市民相互などの協働による「自治の推進」を図るとともに、市の目指すべき方向として「豊かな地域環境の創造」を掲げるなど、まちづくりの最高規範として多くの市民参加を得て制定されたものです。引き続き、市のあらゆる施策は、この基本条例を基に実施されることを求めます。

5 自治基本条例のさらなる普及について

4の基本条例の適切な運用についての方策で示したとおり、市の取り組みについては、基本条例に基づき、おおむね着実な取り組みが行われています。今後、さらなる基本条例の適切な運用を図り、実効性を確保していくためには、市民自らがまちづくりの主役であることの自覚を促すこと、つまり、市民の主体的な当事者意識を喚起することが必要と考えます。そこで、市長等は、市民が市民参加や協働のまちづくりに関わるきっかけとなる仕組みを構築したり、環境を整備する必要があると考えます。そのためには、基本条例の趣旨を広く市民に伝えその必要性について認識していただくための普及に関する取り組みが重要となります。

具体的には、基本条例を普及・啓発するための期間を設け、基本条例の趣旨である市民参加や協働のまちづくりを推進するようなイベントをこの期間に集中的に開催するなど、市民参加や協働のまちづくりへの理解を深める機会を定期的に設けることが挙げられます。また、基本条例に親しみを持ってもらうため、基本条例の愛称を決定し、条例の役割や内容を分かりやすく伝えることも有効です。さらに、市民参加や協働のまちづくりに関わるために必要な情報をまとめた分かりやすい冊子等を作成して、市民に配布し活用していただくことや、完成した冊子等を活用しながら、市民を対象に講座や研修会等を開催することで、市民への普及啓発や基本条例の普及を助ける市民の育成につながることも有効であります。

いずれにしても、より多くの市民が「越谷に住んでよかった。住み続けたい。」と誇れる魅力的なまちとして、今後も越谷市が持続的に発展していくためには、基本条例の精神をより多くの市民に伝えていくことが必要です。

6 おわりに

越谷市では、地方分権時代、市民主権時代にふさわしい「越谷市自治基本条例」を、平成21年6月に制定しました。その後、他市においても、基本条例を次々と制定しており、現時点で、既に制定をしている地方自治体は、全国で300近くを数えています。埼玉県内でも、越谷市の条例制定以降、9市町が制定するなど、既に19の市や町が基本条例をもっており、その数は都道府県別では、北海道に次いで2番目となっています。また、その内容も、最近の社会状況や政治・行政状況に合わせ、かつ、先発都市の例を参考にしながら、よりアップ・ツー・デイトなものになっています。

冒頭の「はじめに」で触れたように、基本条例は、制定した後の取り組みが重要となります。越谷市においても、これまで、推進会議が、本答申を含めて、様々な角度から取り組みを検証し、意見や提言を行ってきました。

今後も、当推進会議としては、これに引き続く「具現・実践」、そして「点検・検証」、更には、そのフィード・バックとしての「修正・改善」といった、「PLAN（計画）」・「DO（実施）」・「CHECK（検証）」、「ACTION（改善・改革）」といった、いわゆる「PDCAのマネジメント・サイクル」に沿って、取り組みの状況を確認しながら、基本条例の趣旨である「市民による自治のまちづくり」を進めていくための提言を積極的に行っていきたいと考えています。

特に、市民参加や協働については、市民の行動に結びつける必要があります。そのためには、基本条例の趣旨を広く市民に知らせることが重要となっています。したがって、市民参加と協働を進める行動計画など、その仕組みづくりについても検討を行う必要があると考えています。

時あたかも、越谷市では、現在、平成27年度を目途にこれまでの「特例市」から更に市の行政権限を強化した「中核市」への移行を目指しており、県東南部における中核的な基礎的自治体として飛躍しようとしています。また、地方公共団体を取り巻く環境も、平成の市町村合併、地方分権を踏まえた大都市制度の見直しなど、大きく変化しつつあります。推進会議の議論の中では、このような状況も踏まえて、時宜に適った条例に見直すことも視野に置く必要があるとの意見もあります。

いずれにしても、私たち推進会議としては、市民から広く募集して選んだ本条例のキャッチ・フレーズ、“みんなでつくる 住みよい越谷 自治のまち”にふさわしい「我がまち・こしがや」の実現に向けて、本答申で提言した事項について、その取り組みが、行政サイド、市民サイドの両面から、お互いの連携・協力の下、ともに手を携えながら、より強力で推進されることを切に望みます。

【参考資料】

○推進会議のこれまでの取り組み経過

推進会議では、平成24年度第1回会議（委嘱状交付式）以降、平成24年度に6回、平成25年度に7回、2年間で合計13回の会議を開催し、「自治基本条例の適切な運用に関する事項」について調査審議してきた内容を平成25年度第8回会議（答申式）において、答申しました。

平成24年度

会議	開催日	主な内容
第1回	4月7日(土)	委嘱状交付式 「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」市長から諮問
第2回	5月15日(火)	会議の進め方等について
第3回	7月31日(火)	今後の検討内容等について
第4回	10月16日(火)	今後の検討内容等について
第5回	12月17日(月)	自治基本条例に基づく取組状況について 「行政評価、組織及び審議会等への参加の状況について」（行政管理課）
第6回	2月12日(火)	自治基本条例に基づく取組状況について 「危機管理について」（危機管理課）

平成25年度

会議	開催日	主な内容
第1回	4月23日(火)	自治基本条例に基づく取組状況について 「財政運営について」（財政課）
第2回	5月30日(木)	自治基本条例に基づく取組状況について 「市民への情報提供、市民の市政への参加及び意見公募手続について」（広報広聴課）
第3回	6月25日(火)	自治基本条例に基づく取組状況について 「地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働と活動への支援について」（市民活動支援課）
第4回	8月9日(金)	自治基本条例に基づく取組状況のまとめについて①
第5回	8月27日(火)	自治基本条例に基づく取組状況のまとめについて②
第6回	11月5日(火)	答申案について①

資料1

第7回	12月 日()	答申案について②
第8回	1月 日()	「自治基本条例の適切な運用に関する事項について」市長に答申

資料編

参加の原則

- 市民の提案制度（市長への手紙・FAX・電子メール）
- なんでも話そう～市長とふれあいミーティング
- ふれあい訪問の実施状況
- 意見公募手続の仕組み
- 意見公募手続の実施状況
- 審議会等への市民の参加状況
- 越谷市審議会等の設置及び運用に関する要綱の一部改正

協働の原則

- 自治会加入率
- 集会施設整備事業費補助金交付件数
- 地区まちづくり助成金交付件数
- 越谷しらこぼと基金助成事業の活用状況
- 越谷しらこぼと基金助成事業実績
- 協働フェスタ開催回数
- 地区センター整備事業実績
- 市民活動支援センター入場者数
- 市民活動支援センター登録団体数
- ほっと越谷登録団体数
- 各地区コミュニティ推進協議会の主な事業

情報共有の原則

- 広報こしがやお知らせ版
- 広報こしがやの分かりやすさ（市政世論調査）
- こしがや案内図
- 越谷市公式ホームページ
- 公式ユーチューブ
- 公式ツイッター
- 越谷C i t yメール配信サービス
- 情報公開のしくみ
- 公文書公開請求の処理状況
- 個人情報保護制度の状況
- 個人情報開示請求の処理状況
- 各種施策の情報の公表状況（公表の根拠と公表の時期）
- 議会だより
- 議会ホームページ
- 会議録検索システム
- 議会中継システム

市政運営の原則

- 越谷市の行政評価制度について
- 行政改革の取り組みの概要
- 自主財源確保に向けた主な取り組み
- 健全な財政運営
- 健全化判断比率
- 資金不足比率
- 財政力指数
- 経常収支比率
- 自主防災組織数の推移
- 自主防災組織の組織率
- 防災備蓄の状況
- 防災施設の整備
- 防災備蓄倉庫一覧
- 主な防災資器材等備蓄一覧
- 耐震性飲料用貯水槽設置場所一覧
- 総合防災訓練
- 防災啓発パンフレット
- 災害時における協定締結先一覧